

消防団向け災害出動支援クラウドサービス業務プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、消防団向け災害出動支援クラウドサービス業務について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、クラウドサービスを提供する者（以下「受注予定者」という。）を選定する場合の手続きに必要な事項を定めることを目的とする。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による受注予定者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 受注予定者を選定するための選定方針の決定
- (2) 企画提案書等の評価・審査及び受注予定者の選定
- (3) その他必要な事項

2 委員会は、消防本部消防長、危機管理課長、行政管理課長、消防総務課長、警防課長、消防総務課長補佐、消防総務課消防団係長の合計7名をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は消防長、副委員長は消防総務課長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(プロポーザルの参加資格等)

第3条 企画提案書提出者（以下「提出者」という。）は、消防団向け災害出動支援クラウドサービス業務プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する要件を満たす者とする。

2 この要領によるプロポーザルに参加する者は、募集要項に定めるところにより、参加申請書及び企画提案書等を提出しなければならない。

(評価)

第4条 委員会は、企画提案書等が提出されたときは、参加資格を審査し、次の各号に定めるところにより第一次評価及び第二次評価を行う。

(1) 第一次評価は書類審査とし、提出された提案書等を基に、委員会が第一次評価基準に基づき審査する。提出者が5者以上のときは、評価得点の高い者から順に第二次評価に進出する者を4者以下に選定することとし、提出者が4者以下のときは、第一次評価を実施せず、全提出者を第二次評価に進出させることとする。

(2) 第二次評価は、提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションにおける提出者の持ち時間は30分以内とし、概ね20分程度の企画提案と10分程度の質疑時間を設けるものとする。

- (3) 委員会は、プレゼンテーション及び質疑応答等により、第二次評価基準に基づき評価得点の高い者から順に順位を決定する。
- (4) 第一次及び第二次評価の結果については、結果の如何に関わらず、提出者に書面により通知する。
- (5) 提出者からの評価の内容についての問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(受注予定者の選定)

第5条 委員会は、前条第3号の規定により決定された評価順位が第一位の者を受注予定者として選定するものとする。

2 評価得点の最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提出者を受注予定者とする。

(失格条項等)

第6条 提出者が、次の各号のいずれかに該当する場合、その提出者の企画提案書等は無効とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限が募集要項に適合しない場合
- (2) 参加資格を満たさない場合
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 企画提案書等に許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (7) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (8) その他、提出者の行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与える恐れのある場合

(受注予定者の選定及び選定結果の通知)

第7条 委員会は、第5条の規定により受注予定者として選定した者を市長に報告しなければならない。

2 市長は受注予定者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(企画提案書の取扱い)

第8条 提出された企画提案書の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

(事務局等)

第9条 このプロポーザル方式に関する事務局及び委員会の庶務は、消防本部消防総務課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月9日から施行し、業務契約の完了日をもってその効力を失う。